

事務総局会議（第 23 回）議事録	
日時	令和 7 年 10 月 7 日（火）午前 10 時 00 分 ～ 午前 10 時 10 分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	1 最高裁判所行政不服審査委員会の答申について 清藤総務局長説明（資料第 1） 2 令和 7 年秋の勲章受章者の内定について 板津人事局長説明（資料第 2）
結果	◎ 裁判官会議報告 1、2
秘書課長 福島直之	

令和7年度答申第1号

令和7年10月6日

諮問番号 令和7年度（諮問）第1号（令和7年4月4日諮問）

審査庁 最高裁判所

事件名 退職手当支給制限処分に関する件

答 申 書

審査請求人 〇〇〇〇からの審査請求に関する審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要等

本件は、裁判官であった審査請求人が、審査請求人の担当外であった刑事事件に関して別紙「投稿等行為一覧」記載の10件のSNS等の投稿等の行為を行ったことが裁判官弾劾法2条2号の「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当するとして裁判官を罷免されたことに伴い、令和6年4月17日付けで、退職手当管理機関である最高裁判所（以下「処分庁」という。）から、国家公務員退職手当法（以下「法」という。）12条1項1号の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（支給制限処分。以下「本件処分」という。）を受けたため、これを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

別紙「関係法令等の定め」記載のとおり

2 事案の経緯（認定に供した資料を括弧内に掲記した。）

- (1) 審査請求人は、〇〇年〇月〇日に判事補に任命され、令和6年4月3日当時、判事兼簡易裁判所判事であった者である。（罷免訴追事件判決、退職

手当支給制限処分書)

- (2) 裁判官弾劾裁判所は、令和6年4月3日、審査請求人の行った別紙「投稿等行為一覧」記載の行為（以下「本件各行為」という。）が、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」（裁判官弾劾法2条2号）に該当するとして、審査請求人を罷免する旨の裁判を宣告し、これにより、審査請求人は、罷免された。（罷免訴追事件判決）
- (3) 処分庁は、令和6年4月17日付けで、審査請求人に対し、法12条1項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする本件処分をし、下記の内容の理由を付した退職手当支給制限処分書（以下「本件通知書」という。）を交付した。（退職手当支給制限処分書）

記

（支給制限処分の理由）

審査請求人は、判事兼簡易裁判所判事であったものであるが、令和6年4月3日、裁判官弾劾裁判所から罷免の裁判の宣告を受けて罷免されたものである。

（国家公務員退職手当法施行令（以下「施行令」という。）17条で定める事情に関し勘案した内容についての説明）

審査請求人は、裁判官弾劾裁判所から、本件各行為につき裁判官弾劾法2条2号を適用して罷免する旨の判決を受けたものである。

- (4) 審査請求人は、令和6年7月9日付けで、審査庁に対し、本件処分を不服として審査請求をした。（審査請求書）
- (5) 審査庁は、令和7年4月4日、当委員会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。（諮問書、諮問説明書）
- 3 審査請求人の主張の要旨
- (1) 本件通知書には、罷免の理由とされた行為が記載されているのみであり、処分庁がそれをどのように評価し、また、施行令17条に規定する事情をど

のように勘案し、その結果、いかなる理由で本件処分をしたのかが何ら記載されていないから、本件処分をした理由を理解するに足る記載がされていない。

したがって、本件処分には理由付記の不備の違法がある。

- (2) 本件各行為は、いずれも審査請求人が裁判官と名乗ることなく、一市民として、SNSその他の媒体においてした表現行為であり、いずれも犯罪行為に当たるものではなく、他人の名誉を毀損したり、侮辱したりするものでもない。それにもかかわらず、これらの表現行為を非違に当たると判断することは、表現の自由の侵害に当たることが明らかであって、憲法21条に違反するものであり、さらに、裁判官の市民的自由も侵害するものである。加えて、審査請求人は、これまで一度も欠勤したことはなく、その勤務態度が問題となったこともない。

これらの事情によれば、本件処分は裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされた違法なものである。

- (3) 以上のとおり、本件処分は違法なものであるから、これを取り消すとの裁決を求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

- 1 本件通知書には、本件処分に至った理由について、その前提とする事実関係や考慮した事情に関し勘案した内容が具体的に記載されているから、本件処分に理由付記の不備があるとはいえない。
- 2 審査請求人は、判事兼簡易裁判所判事という重い職責を負っていたところ、裁判官弾劾裁判所から、本件各行為が「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当することを理由とする罷免の裁判の宣告を受けて罷免されたものであって、処分庁においては、法12条1項1号、施行令17条及び「国家公務員退職手当法の運用方針」第12条関係（以下「運用方針」という。）に従い、このような審査請求人が占めていた職の職務及び責任、審査請求人が行った本

件各行為の非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響等の上記法令等所定の事情を勘案し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととすることが相当であると判断したものである。

したがって、本件処分は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされたものではない。

3 以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、棄却されるべきである。

4 なお、審理員意見書も、本件通知書の理由付記の不備があるとはいえず、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法及び裁量権の行使として不当であるということもできないとして、本件審査請求には理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当委員会の判断

1 本件処分の適法性について

(1) 理由付記の不備の有無

ア 法12条2項において、退職手当管理機関が、支給制限処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならないと規定しているのは、当該処分が一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないという不利益処分であることに鑑み、処分の理由を提示することによって、処分庁の判断の慎重・合理性を担保し、処分の相手方の争訟提起の便宜を図る趣旨に出たものと解される。

そして、同項に基づいてどの程度の理由を付記すべきかは、上記のような趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定するのが相当である。

イ 法12条1項に基づく支給制限処分は、一般の退職手当等の全部を支給しないこと（以下「全部不支給」という。）とするか、一部を支給しないこと（以下「一部不支給」という。）とするかについて処分庁の裁量に委ねら

れているものの、同項及びこれを受けた施行令 17 条は、支給制限処分をする際に、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響を勘案する旨定めており、裁量判断の考慮要素は相当程度具体的に示されているものである。

また、上記の考慮要素を検討するに当たって参考とすべき運用方針が定められ、公表されているところ、運用方針において、懲戒免職等処分を受けた者については全部不支給とすることを原則とすると規定され、一部不支給にとどめることができる場合についても具体的・限定的に記載されており、処分が選択された理由や適用された基準を知るうえで、その内容も複雑なものではない。

以上の規律状況を踏まえると、法 12 条 1 項に基づく支給制限処分に当たっては、処分の原因となる事実関係及び処分の根拠法条が理由として示されている場合には、理由の付記に欠けるところはないものと解するのが相当であり、それ以上に処分基準の適用関係などを示さなければならないと解すべき理由はないというべきである。

ウ 本件についてみると、本件通知書には、本件処分の根拠となる法 12 条第 1 項及び施行令第 17 条が記載されており、本件処分の原因となる事実関係についても、本件各行為が摘示され、これに基づいて裁判官弾劾裁判所から裁判官弾劾法 2 条 2 号を適用して罷免する旨の判決を受けた旨も記載されている。

そうすると、本件通知書の記載は、審査請求人において、いかなる事実関係の下でいかなる理由に基づいて本件処分がされたかを知ることができるものというべきであり、本件処分の理由の付記に不備があるとは認め

られない。この点に関する審査請求人の主張は、採用することができない。

(2) 本件処分の裁量権の逸脱又は濫用の有無

ア 法12条1項は、懲戒免職等処分を受けた退職者の一般の退職手当等につき、支給制限処分をするか否か、これをするとした場合にどの程度支給しないこととするかの判断を、退職手当管理機関の裁量に委ねているものと解される。そして、先に述べたとおり、同項及びこれを受けた施行令17条は、支給制限処分をする際に、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響を勘案する旨規定しており、運用方針において、懲戒免職等処分を受けた者については全部不支給とすることを原則とすると規定され、一部不支給にとどめるのは、特に参酌すべき事情がある場合等に限定し、かつ、慎重な検討を行うものとされている。

イ 審査請求人は、判事兼簡易裁判所判事という重い職責を負っていたところ、裁判官弾劾裁判所から、本件各行為がいずれも「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」(裁判官弾劾法2条2号)に該当することを理由とする罷免の裁判の宣告を受けたものであって、本件各行為の非違の内容及び程度、公務に対する国民の信頼に及ぼす影響は重大であると評価せざるを得ない。これに対し、審査請求人は、これまで勤務態度が問題になったことはない旨の主張をするが、そのような事情のほか、審査請求人の勤続期間が相当長期間であること等を考慮しても、本件において法12条1項及び施行令17条に基づき一部不支給にとどめるべき事情があるものとは認められない。

したがって、処分庁が、審査請求人に対して本件処分をしたことは相当

であり、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用した違法はない。

ウ なお、審査請求人は本件各行為が「非違」に当たらないなどと主張するものの、それらの事実関係自体には争いがなく、審理員意見書を含む一件記録を精査しても、裁判官弾劾裁判所の判断を左右するものは見当たらないというべきであり、審査請求人の上記主張を採用することはできない。

2 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

最高裁判所行政不服審査委員会

委 員 長	高 嶋 智 光
委 員	大 橋 洋 一
委 員	神 田 安 積

(別紙)

投稿等行為一覧

- (1) 平成29年12月13日頃、ツイッターに担当外である刑事事件の東京高等裁判所における控訴審判決を閲覧することができる最高裁のウェブサイトのアドレスを引用するとともに、「首を絞められて苦しむ女性の姿に性的興奮を覚える性癖を持った男」、「そんな男に、無惨にも殺されてしまった17歳の女性」と記載した文章を投稿して掲載した。
- (2) 平成29年12月30日頃、ツイッターに、上記(1)の投稿について、「今回問題になったツイートは、フェイスブックでもつぶやいていましたが、こちらは、削除要請がなかったので、そのままになっています。」などと記載した文書を投稿して掲載した。
- (3) 平成30年9月11日、司法記者クラブにおいて、上記(1)の刑事事件の被害者遺族について、「あの方の場合はダイレクトでツイッターで削除してくださいっという話があったのでその場で削除いたしました。」などと発言した。
- (4) 平成30年10月下旬、週刊現代のインタビューを受け、「被害者の女性の遺族は、もともと判決文を裁判所が公開したことに抗議していた。判決文を公開したのは、私ではなく最高裁です。それがいつの間にか、私のツイートの文言で傷ついたに変わり、それに基づいて私の嚴重注意処分がなされました。しかし、それが終わると、再び、判決文を最高裁のウェブサイト掲載されたことに傷ついたという主張に戻っている。この事実は、私のブログのコメント欄に遺族の方が自ら投稿しています。そして毎日新聞の報道によれば、更に考えを変えて、私のおちゃらけたツイッターで紹介されたことで傷ついたと、4回も「傷ついた理由」を変えているんです。これって、どういうことなのでしょう。」などと発言した。
- (5) 令和元年11月12日頃、フェイスブックに「裁判所が判決書をネットにアッ

プする選別基準」で始まる文書を投稿し、そこでは、「その遺族の方々は、東京高裁を非難するのではなく、そのアップのリンクを貼った俺を非難するようにと、東京高裁事務局及び毎日新聞に洗脳されてしまい、いまだに、それを続けられています。東京高裁を非難することは一切せず、「リンクを貼って拡散したこと」を理由として、裁判官訴追委員会に俺の訴追の申立てをされたりしているというわけです。」などと記載されていた。

- (6) 令和元年11月15日頃、フェイスブックに、「遺族のみなさまへ ある方から、遺族のみなさまが、私のフェイスブックを毎日読んでくださっており、「最高裁に告ぐ」もお読みいただいたという話をお聞きしました。ありがとうございます。ところで、みなさまは、私が最高裁のウェブサイトの判決書のリンクを貼って拡散したことを非難するツイートを今年度に入ってから繰り返しされており、今年の8月には、私の罷免を求める署名活動を始められています。内規に違反する判決書の公開をしたのは東京高裁であるにもかかわらず、東京高裁のことは一切批判されずに、そのリンクを貼った私を署名運動までして批判される理由がどうしてもわからず、みなさまが、第三者から変なことを吹き込まれているのではないかと思います、「洗脳されている」というような表現をしてしまいましたが、この表現は、自分で思い返しても使うべき表現ではなく、撤回して、関係者の方々を含め、深くお詫び申し上げます。毎日ご愛読いただいているにもかかわらず、本当に申し訳ありませんでした。しかし、上記の私の疑問は残ったままであり、何かのはずみで、また同じ過ちを犯しかねません。ぜひ、一度、その理由をお聞かせいただければ幸いです。FBのメッセその他の方法によりご連絡をいただけないでしょうか。その中で、こちらからも、改めて謝罪の言葉を述べさせていただければと思っています。なお、元記事は、私のなりすましである[REDACTED]さんに転載されてしまうと、その後、私自身で管理できなくなるため、転載される前に削除させていただきましたので、その点もご了承いただければと思います。よろ

しくお願いいたします。」と記載した文書を投稿して掲載した。

- (7) 令和元年11月18日頃、ブログに、『洗脳発言』報道について」との見出しの下に、「内規に違反して性犯罪に関する本件判決書をアップしてしまったのは東京高裁です。遺族も、当初は、本件判決書がネット上にあることを批判していたのです。ところが、遺族は、東京高裁との交渉を経た結果、東京高裁が本件判決書をアップしたことは何も悪くない、悪いのは私一人であるという考えに完全に変わり、現在では、裁判官訴追委員会に私の罷免を求めるのみならず、その賛同を求めるために今年の8月にはネット上での署名活動まで始められています。私が東京高裁を通じてした謝罪の申入れを拒否しておきながら、今年3月のNHKの取材に対しては、私が早く謝罪をしなかったのが問題であると答えられています。早く謝罪しようにも、本件判決書は被害者の名前等は隠されて何の事件なのかわからないようにされていますし、わかったとしてもその遺族の方の連絡先などわかるはずがありません。このような経過があったことから、私は、遺族の方々の考え方は東京高裁によって大きく変えられたのではないかと疑い、これを「東京高裁による洗脳」と表現したものです。」「ところで、[REDACTED]教授の推測によると、東京高裁は、その頃、私のツイートによる情報発信自体を止めさせようとしており、そのためのチャンスをうかがっていました。そういう中で、まさに遺族の方々による上記抗議が行われました。東京高裁は、この抗議を最大限利用しようとした可能性もあります。書面による嚴重注意処分すればツイートによる情報発信自体をやめるであろうと考えたというわけです。もしそうだとすると、東京高裁が遺族感情を利用したということになります。現在は、遺族と私が、訴追申立人と訴追被申立人の関係となっているのですが、私が戦うべき相手は、矢面に立っている遺族の方々ではなく、その後ろに隠れている東京高裁や、その思いどおりの報道をしてしまうマスコミなのかもしれません。」「戦うのであれば、遺族の方々と戦うのではなく、私が本来の敵を相手にすべきなのです。「洗脳」と

という言葉をあそこで使ってしまったのは、私に対する攻撃の手を緩めない遺族の方々にも早く目を覚ましてもらいたいという思いも込められていたのかもしれませんが。」などと記載した文章を投稿して掲載した。

(別紙)

関係法令等の定め

○ 国家公務員退職手当法第12条

1 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 (略)

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 (略)

○ 国家公務員退職手当法施行令第17条

法第12条第1項に規定する政令で定める事情は、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響とする。

○ 国家公務員退職手当法の運用方針（昭和60年4月30日総人第261号）

第12条関係

- 一 非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とするものとする。
- 二 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、施行令第十七条に規定する「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について、次のいずれかに該当する場合に限定する。その場合であっても、公務に対する国民の信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとする。
 - イ 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合
 - ロ 懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみにある場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
 - ハ 懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
 - ニ 過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
- 三 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該退職をした者が指定職以上の職員であるとき又は当該退職をした者が占めていた職の職務に関連した非違であるときには処分を加重することを検討すること等により、施行令第十七条に規定する「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」を勘案することとする。
- 四 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合には処分を加重することを検討すること等により、施行令第十七条に規定する「当該退職をした者の勤務の状

況」を勘案することとする。

五 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとする
ことを検討する場合には、例えば、当該非違が行われることとなった背景
や動機について特に参酌すべき情状がある場合にはそれらに応じて処分を減
軽又は加重することを検討すること等により、施行令第十七条に規定する「当
該非違に至った経緯」を勘案することとする。

六 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとす
ることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響を最小限
にするための行動をとった場合には処分を減輕することを検討し、当該非違
を隠蔽する行動をとった場合には処分を加重することを検討すること等によ
り、施行令第十七条に規定する「当該非違後における当該退職をした者の言
動」を勘案することとする。

七 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとす
ることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響が結果と
して重大であった場合には処分を加重することを検討すること等により、施
行令第十七条に規定する「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」を勘
案することとする。

八 本条第一項第二号に規定する「これに準ずる退職」とは、例えば次に掲げ
る規定による退職をいう。

イ 国会職員法第十条

ロ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十条

ハ 自衛隊法第三十八条第二項

令和7年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏 名
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

令和7年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏 名
----	------	-----

[Redacted]	[Redacted] 名	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

令和7年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏 名
----	------	-----

名		
--------------	--	--

令和7年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏 名
----	------	-----

[Redacted]	[Redacted] 名	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

令和7年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏 名
----	------	-----

名

総計 名

事務総局会議（第 24 回）議事録	
日時	令和 7 年 10 月 14 日（火）午後 2 時 00 分 ～ 午後 2 時 05 分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	1 高等裁判所長官事務打合せの開催について 清藤総務局長説明（資料第 1） 2 行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決について 清藤総務局長説明（資料第 2）
結果	◎ 裁判官会議付議 2 ◎ 了承 1
秘書課長 福島直之	

高等裁判所長官事務打合せ開催要領（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和7年11月26日（水）、27日（木）及び28日（金）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 （1）当面の司法行政上の諸問題について
（2）人事について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人
随員 高等裁判所事務局長 8人

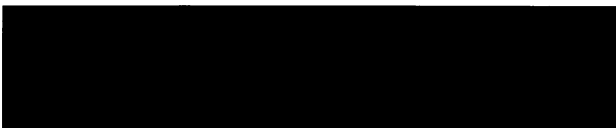
6 日程

時間 日 (曜日)	10：00 ～ 12：00	13：00 ～ 14：00	14：00 ～ 17：00
26日 (水)	個別協議	個別協議	最高裁長官挨拶 全体協議
時間 日 (曜日)	10：00 ～ 11:00	11：00 ～ 13：30	13：30 ～ 17：00
27日 (木)	個別協議	午餐	個別協議
時間 日 (曜日)		13：00 ～ 16：00	
28日 (金)		個別協議	

最高裁総一第●号

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 最高裁判所

審査請求人が令和6年7月10日に提起した処分庁による退職手当不支給処分に係る審査請求（最高裁総一第1818号）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要、審理関係人の主張の要旨及び裁決の理由

事案の概要は、本件審査請求事案についての最高裁判所行政不服審査委員会の答申書（別添）の「第1 事案の概要等」中の柱書、「1 関係する法令等の定め」及び「2 事案の経緯」の部分と同一であり、審理関係人の主張の要旨は、同答申書の「第1 事案の概要等」中「3 審査請求人の主張の要旨」及び同答申書の「第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨」の部分と同一であり、裁決の理由は、同答申書の「第3 当委員会の判断」の部分と趣旨において同一であるから、これらを引用する。

したがって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和●年●月●日

審 査 庁 最 高 裁 判 所

(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6

か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 上記の期間が経過する前であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別添)

令和7年度答申第1号

令和7年10月6日

諮問番号 令和7年度（諮問）第1号（令和7年4月4日諮問）

審査庁 最高裁判所

事件名 退職手当支給制限処分に関する件

答 申 書

審査請求人[]からの審査請求に関する審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要等

本件は、裁判官であった審査請求人が、審査請求人の担当外であった刑事事件に関して別紙「投稿等行為一覧」記載の10件のSNS等の投稿等の行為を行ったことが裁判官弾劾法2条2号の「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当するとして裁判官を罷免されたことに伴い、令和6年4月17日付けで、退職手当管理機関である最高裁判所（以下「処分庁」という。）から、国家公務員退職手当法（以下「法」という。）12条1項1号の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（支給制限処分。以下「本件処分」という。）を受けたため、これを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

別紙「関係法令等の定め」記載のとおり

2 事案の経緯（認定に供した資料を括弧内に掲記した。）

- (1) 審査請求人は、[]年[]月[]日に判事補に任命され、令和6年4月3日当時、判事兼簡易裁判所判事であった者である。（罷免訴追事件判決、退職

手当支給制限処分書)

- (2) 裁判官弾劾裁判所は、令和6年4月3日、審査請求人の行った別紙「投稿等行為一覧」記載の行為（以下「本件各行為」という。）が、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」（裁判官弾劾法2条2号）に該当するとして、審査請求人を罷免する旨の裁判を宣告し、これにより、審査請求人は、罷免された。（罷免訴追事件判決）
- (3) 処分庁は、令和6年4月17日付けで、審査請求人に対し、法12条1項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする本件処分をし、下記の内容の理由を付した退職手当支給制限処分書（以下「本件通知書」という。）を交付した。（退職手当支給制限処分書）

記

（支給制限処分の理由）

審査請求人は、判事兼簡易裁判所判事であったものであるが、令和6年4月3日、裁判官弾劾裁判所から罷免の裁判の宣告を受けて罷免されたものである。

（国家公務員退職手当法施行令（以下「施行令」という。）17条で定める事情に関し勘案した内容についての説明）

審査請求人は、裁判官弾劾裁判所から、本件各行為につき裁判官弾劾法2条2号を適用して罷免する旨の判決を受けたものである。

- (4) 審査請求人は、令和6年7月9日付けで、審査庁に対し、本件処分を不服として審査請求をした。（審査請求書）
- (5) 審査庁は、令和7年4月4日、当委員会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件通知書には、罷免の理由とされた行為が記載されているのみであり、処分庁がそれをどのように評価し、また、施行令17条に規定する事情をど

のように勘案し、その結果、いかなる理由で本件処分をしたのかが何ら記載されていないから、本件処分をした理由を理解するに足る記載がされていない。

したがって、本件処分には理由付記の不備の違法がある。

- (2) 本件各行為は、いずれも審査請求人が裁判官と名乗ることなく、一市民として、SNSその他の媒体においてした表現行為であり、いずれも犯罪行為に当たるものではなく、他人の名誉を毀損したり、侮辱したりするものでもない。それにもかかわらず、これらの表現行為を非違に当たると判断することは、表現の自由の侵害に当たることが明らかであって、憲法21条に違反するものであり、さらに、裁判官の市民的自由も侵害するものである。加えて、審査請求人は、これまで一度も欠勤したことはなく、その勤務態度が問題となったこともない。

これらの事情によれば、本件処分は裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされた違法なものである。

- (3) 以上のとおり、本件処分は違法なものであるから、これを取り消すとの裁判を求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

- 1 本件通知書には、本件処分に至った理由について、その前提とする事実関係や考慮した事情に関し勘案した内容が具体的に記載されているから、本件処分に理由付記の不備があるとはいえない。
- 2 審査請求人は、判事兼簡易裁判所判事という重い職責を負っていたところ、裁判官弾劾裁判所から、本件各行為が「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当することを理由とする罷免の裁判の宣告を受けて罷免されたものであって、処分庁においては、法12条1項1号、施行令17条及び「国家公務員退職手当法の運用方針」第12条関係（以下「運用方針」という。）に従い、このような審査請求人が占めていた職の職務及び責任、審査請求人が行った本

件各行為の非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響等の上記法令等所定の事情を勘案し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととすることが相当であると判断したものである。

したがって、本件処分は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされたものではない。

3 以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、棄却されるべきである。

4 なお、審理員意見書も、本件通知書の理由付記の不備があるとはいえ、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法及び裁量権の行使として不当であるということもできないとして、本件審査請求には理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当委員会の判断

1 本件処分の適法性について

(1) 理由付記の不備の有無

ア 法12条2項において、退職手当管理機関が、支給制限処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならないと規定しているのは、当該処分が一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないという不利益処分であることに鑑み、処分の理由を提示することによって、処分庁の判断の慎重・合理性を担保し、処分の相手方の争訟提起の便宜を図る趣旨に出たものと解される。

そして、同項に基づいてどの程度の理由を付記すべきかは、上記のような趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定するのが相当である。

イ 法12条1項に基づく支給制限処分は、一般の退職手当等の全部を支給しないこと（以下「全部不支給」という。）とするか、一部を支給しないこと（以下「一部不支給」という。）とするかについて処分庁の裁量に委ねら

れているものの、同項及びこれを受けた施行令17条は、支給制限処分をする際に、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響を勘案する旨定めており、裁量判断の考慮要素は相当程度具体的に示されているものである。

また、上記の考慮要素を検討するに当たって参考とすべき運用方針が定められ、公表されているところ、運用方針において、懲戒免職等処分を受けた者については全部不支給とすることを原則とすると規定され、一部不支給にとどめることができる場合についても具体的・限定的に記載されており、処分が選択された理由や適用された基準を知るうえで、その内容も複雑なものではない。

以上の規律状況を踏まえると、法12条1項に基づく支給制限処分に当たっては、処分の原因となる事実関係及び処分の根拠法条が理由として示されている場合には、理由の付記に欠けるところはないものと解するのが相当であり、それ以上に処分基準の適用関係などを示さなければならないと解すべき理由はないというべきである。

ウ 本件についてみると、本件通知書には、本件処分の根拠となる法12条第1項及び施行令第17条が記載されており、本件処分の原因となる事実関係についても、本件各行為が摘示され、これに基づいて裁判官弾劾裁判所から裁判官弾劾法2条2号を適用して罷免する旨の判決を受けた旨も記載されている。

そうすると、本件通知書の記載は、審査請求人において、いかなる事実関係の下でいかなる理由に基づいて本件処分がされたかを知ることができるものというべきであり、本件処分の理由の付記に不備があるとは認め

られない。この点に関する審査請求人の主張は、採用することができない。

(2) 本件処分の裁量権の逸脱又は濫用の有無

ア 法12条1項は、懲戒免職等処分を受けた退職者の一般の退職手当等につき、支給制限処分をするか否か、これをするとした場合にどの程度支給しないこととするかの判断を、退職手当管理機関の裁量に委ねているものと解される。そして、先に述べたとおり、同項及びこれを受けた施行令17条は、支給制限処分をする際に、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響を勘案する旨規定しており、運用方針において、懲戒免職等処分を受けた者については全部不支給とすることを原則とすると規定され、一部不支給にとどめるのは、特に参酌すべき事情がある場合等に限定し、かつ、慎重な検討を行うものとされている。

イ 審査請求人は、判事兼簡易裁判所判事という重い職責を負っていたところ、裁判官弾劾裁判所から、本件各行為がいずれも「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」(裁判官弾劾法2条2号)に該当することを理由とする罷免の裁判の宣告を受けたものであって、本件各行為の非違の内容及び程度、公務に対する国民の信頼に及ぼす影響は重大であると評価せざるを得ない。これに対し、審査請求人は、これまで勤務態度が問題になったことはない旨の主張をするが、そのような事情のほか、審査請求人の勤続期間が相当長期間であること等を考慮しても、本件において法12条1項及び施行令17条に基づき一部不支給にとどめるべき事情があるものとは認められない。

したがって、処分庁が、審査請求人に対して本件処分をしたことは相当

であり、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用した違法はない。

ウ なお、審査請求人は本件各行為が「非違」に当たらないなどと主張するものの、それらの事実関係自体には争いがなく、審理員意見書を含む一件記録を精査しても、裁判官弾劾裁判所の判断を左右するものは見当たらないというべきであり、審査請求人の上記主張を採用することはできない。

2 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

最高裁判所行政不服審査委員会

委 員 長	高	嶋	智	光
委 員	大	橋	洋	一
委 員	神	田	安	積

(別紙)

投稿等行為一覧

- (1) 平成29年12月13日頃、ツイッターに担当外である刑事事件の東京高等裁判所における控訴審判決を閲覧することができる最高裁のウェブサイトのアドレスを引用するとともに、「首を絞められて苦しむ女性の姿に性的興奮を覚える性癖を持った男」、「そんな男に、無惨にも殺されてしまった17歳の女性」と記載した文章を投稿して掲載した。
- (2) 平成29年12月30日頃、ツイッターに、上記(1)の投稿について、「今回問題になったツイートは、フェイスブックでもつぶやいていましたが、こちらは、削除要請がなかったもので、そのままになっています。」などと記載した文書を投稿して掲載した。
- (3) 平成30年9月11日、司法記者クラブにおいて、上記(1)の刑事事件の被害者遺族について、「あの方の場合はダイレクトでツイッターで削除してくださいという話があったのでその場で削除いたしました。」などと発言した。
- (4) 平成30年10月下旬、週刊現代のインタビューを受け、「被害者の女性の遺族は、もともと判決文を裁判所が公開したことに抗議していた。判決文を公開したのは、私ではなく最高裁です。それがいつの間にか、私のツイートの文言で傷ついたに変わり、それに基づいて私の嚴重注意処分がなされました。しかし、それが終わると、再び、判決文を最高裁のウェブサイトに掲載されたことに傷ついたという主張に戻っている。この事実、私のブログのコメント欄に遺族の方が自ら投稿しています。そして毎日新聞の報道によれば、更に考えを変えて、私のおちゃらけたツイッターで紹介されたことで傷ついたと、4回も「傷ついた理由」を変えているんです。これって、どういうことなのでしょう。」などと発言した。
- (5) 令和元年11月12日頃、フェイスブックに「裁判所が判決書をネットにアッ

プする選別基準」で始まる文書を投稿し、そこでは、「その遺族の方々は、東京高裁を非難するのではなく、そのアップのリンクを貼った俺を非難するようにと、東京高裁事務局及び毎日新聞に洗脳されてしまい、いまだに、それを続けられています。東京高裁を非難することは一切せず、「リンクを貼って拡散したこと」を理由として、裁判官訴追委員会に俺の訴追の申立てをされたりしているというわけです。」などと記載されていた。

- (6) 令和元年11月15日頃、フェイスブックに、「遺族のみなさまへ ある方から、遺族のみなさまが、私のフェイスブックを毎日読んでくださっており、「最高裁に告ぐ」もお読みいただいたという話をお聞きしました。ありがとうございます。ところで、みなさまは、私が最高裁のウェブサイトの判決書のリンクを貼って拡散したことを非難するツイートを今年度に入ってから繰り返しされており、今年の8月には、私の罷免を求める署名活動を始められています。内規に違反する判決書の公開をしたのは東京高裁であるにもかかわらず、東京高裁のことは一切批判されずに、そのリンクを貼った私を署名運動までして批判される理由がどうしてもわからず、みなさまが、第三者から変なことを吹き込まれているのではないかと思います、「洗脳されている」というような表現をしてしまいましたが、この表現は、自分で思い返しても使うべき表現ではなく、撤回して、関係者の方々を含め、深くお詫び申し上げます。毎日ご愛読いただいているにもかかわらず、本当に申し訳ありませんでした。しかし、上記の私の疑問は残ったままであり、何かのはずみで、また同じ過ちを犯しかねません。ぜひ、一度、その理由をお聞かせいただければ幸いです。FBのメッセその他の方法によりご連絡をいただけないでしょうか。その中で、こちらからも、改めて謝罪の言葉を述べさせていただければと思っています。なお、元記事は、私のなりすましである [REDACTED] さんに転載されてしまうと、その後、私自身で管理できなくなるため、転載される前に削除させていただきましたので、その点もご了承いただければと思います。よろ

しくお願いいたします。」と記載した文書を投稿して掲載した。

- (7) 令和元年11月18日頃、ブログに、『洗脳発言』報道について」との見出しの下に、「内規に違反して性犯罪に関する本件判決書をアップしてしまったのは東京高裁です。遺族も、当初は、本件判決書がネット上にあることを批判していたのです。ところが、遺族は、東京高裁との交渉を経た結果、東京高裁が本件判決書をアップしたことは何も悪くない、悪いのは私一人であるという考えに完全に変わり、現在では、裁判官訴追委員会に私の罷免を求めるのみならず、その賛同を求めるために今年の8月にはネット上での署名活動まで始められています。私が東京高裁を通じてした謝罪の申入れを拒否しておきながら、今年3月のNHKの取材に対しては、私が早く謝罪をしなかったのが問題であると答えられています。早く謝罪しようにも、本件判決書は被害者の名前等は隠されて何の事件なのかわからないようにされていますし、わかったとしてもその遺族の方の連絡先などわかるはずがありません。このような経過があったことから、私は、遺族の方々の考え方は東京高裁によって大きく変えられたのではないかと疑い、これを「東京高裁による洗脳」と表現したものです。」「ところで、[REDACTED]教授の推測によると、東京高裁は、その頃、私のツイートによる情報発信自体を止めさせようとしており、そのためのチャンスをうかがっていました。そういう中で、まさに遺族の方々による上記抗議が行われました。東京高裁は、この抗議を最大限利用しようとした可能性もあります。書面による厳重注意処分すればツイートによる情報発信自体をやめるであろうと考えたというわけです。もしそうだとすると、東京高裁が遺族感情を利用したということになります。現在は、遺族と私が、訴追申立人と訴追被申立人の関係となっているのですが、私が戦うべき相手は、矢面に立っている遺族の方々ではなく、その後ろに隠れている東京高裁や、その思いどおりの報道をしてしまうマスコミなのかもしれません。」「戦うのであれば、遺族の方々と戦うのではなく、私が本来の敵を相手にすべきなのです。「洗脳」と

という言葉をあそこで使ってしまったのは、私に対する攻撃の手を緩めない遺族の方々にも早く目を覚ましてもらいたいという思いも込められていたのかもしれませんが。」などと記載した文章を投稿して掲載した。

(別紙)

関係法令等の定め

○ 国家公務員退職手当法第12条

1 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 （略）

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 （略）

○ 国家公務員退職手当法施行令第17条

法第12条第1項に規定する政令で定める事情は、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響とする。

○ 国家公務員退職手当法の運用方針（昭和60年4月30日総人第261号）

第12条関係

- 一 非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とするものとする。
- 二 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、施行令第十七条に規定する「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について、次のいずれかに該当する場合に限定する。その場合であっても、公務に対する国民の信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとする。
 - イ 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合
 - ロ 懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみにある場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
 - ハ 懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
 - ニ 過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
- 三 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該退職をした者が指定職以上の職員であるとき又は当該退職をした者が占めていた職の職務に関連した非違であるときには処分を加重することを検討すること等により、施行令第十七条に規定する「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」を勘案することとする。
- 四 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合には処分を加重することを検討すること等により、施行令第十七条に規定する「当該退職をした者の勤務の状

況」を勘案することとする。

五 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとする
ことを検討する場合には、例えば、当該非違が行われることとなった背景
や動機について特に参酌すべき情状がある場合にはそれらに応じて処分を減
軽又は加重することを検討すること等により、施行令第十七条に規定する「当
該非違に至った経緯」を勘案することとする。

六 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとす
ることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響を最小限
にするための行動をとった場合には処分を減輕することを検討し、当該非違
を隠蔽する行動をとった場合には処分を加重することを検討すること等によ
り、施行令第十七条に規定する「当該非違後における当該退職をした者の言
動」を勘案することとする。

七 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとす
ることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響が結果と
して重大であった場合には処分を加重することを検討すること等により、施
行令第十七条に規定する「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」を勘
案することとする。

八 本条第一項第二号に規定する「これに準ずる退職」とは、例えば次に掲げ
る規定による退職をいう。

イ 国会職員法第十条

ロ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十条

ハ 自衛隊法第三十八条第二項

事務総局会議（第 25 回）議事録	
日時	令和 7 年 10 月 21 日（火）午前 10 時 00 分 ～ 午前 10 時 30 分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	1 令和 7 年度外国出張計画について 福島秘書課長説明（資料第 1） 2 民事事件等に関する手続における電子情報処理組織の使用に関する細則について 福田民事局長兼行政局長説明（資料第 2） 3 共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則について 福田民事局長説明（資料第 3） 4 会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則について 福田民事局長説明（資料第 4）
結果	◎ 裁判官会議付議 2、3、4 ◎ 了承 1
秘書課長 福島 直之	

令和7年度外国出張計画

1 最高裁判事

- (1) ドイツ
- (2) (1)の随行

合計2人
最高裁判事1人
裁判官1人

2 一般職外国司法事情研究（約2週間） 米国又はオーストラリア

合計9人
一般職9人

民事事件等に関する手続における電子情報処理組織の使用に
関する細則に関する議決事項案

次に掲げる規定に基づく最高裁判所の細則は、別紙のとおりとする。

- 1 民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）第14条第2項及び第3項、第15条第2項、第24条第3項及び第4項、第33条の5第1項第2号、第34条第8項、第45条の2、第49条第2項、第51条第3項及び第4項、第52条の6第4項、第52条の7第7項、第52条の9第1項、第52条の20第7項、第52条の22第2項、第55条第3項、第63条の2、第82条第3項、第105条の3、第124条第4項、第131条第2項第2号、第132条第3項、第135条の2、第137条第3項、第143条第3項、第149条の2第1項及び第3項、第149条の3、第211条第2項並びに第220条第2項（これらの規定を同規則及び他の法令において準用する場合を含む。）
- 2 民事訴訟費用等に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第5号）第4条の2第3項及び第4項、第9条第2項、附則第14条第1項及び第2項、附則第17条第1項及び第2項並びに附則第20条第1項
- 3 民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）附則第10条第1項
- 4 人身保護規則（昭和23年最高裁判所規則第22号）第27条第3項
- 5 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則（平成27年最高裁判所規則第5号）第2条第4項及び第5項並びに第37条第2項
- 6 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則（令和6年最高裁判所規則第10号）第8条第9項

- 7 民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和6年最高裁判所規則第15号）第1条第1項第3号
- 8 人事官弾劾裁判手続規則（昭和25年最高裁判所規則第5号）第4条第2項

(別紙)

最高裁判所告示第●●号

関係規則の規定に基づき、民事事件等に関する手続における電子情報処理組織の使用に関する細則を次のように定めたので、告示する。

令和●年●月●日

最 高 裁 判 所

民事事件等に関する手続における電子情報処理組織の使用に関する細則

(民事訴訟規則第四十五条の二等の通信方式)

第一条 民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)第四十五条の二及び民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則(令和六年最高裁判所規則第十五号)第一条第一項第三号の最高裁判所の細則で定める通信方式は、その全部又は一部においてシンプルメールトランスファープロトコルが用いられる通信方式とする。

(民事訴訟規則第五十二条の九第一項に規定する事項を入力する方法等)

第二条 民事訴訟規則第五十二条の九第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)及び民事執

行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）附則第十条第一項に規定する事項を入力する方法は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法とする。

一 ファイル形式がPDF形式であること。

二 出力した場合における用紙の大きさを日本産業規格A4又はA3とすること。

2 裁判所は、電子判決書の作成に用いる場合、当事者に視覚障害がある場合その他必要があると認める場合には、前項の電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録した者又は記録しようとする者に対し、当該電磁的記録のほか、音声情報に変換可能な情報を有するファイル形式その他の適切なファイル形式の電磁的記録を裁判所に提供することを求めることができる。

（電磁的記録のファイルへの記録の方法等）

第三条 次の各号に掲げる規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は提出若しくは送付する電磁的記録は、前条第一項各号の要件のいずれにも該当するものでなければならな

い。

一 民事訴訟規則第十四条第二項及び第三項、第十五条第二項、第二十四条第三項及び第四項、第三十四条第八項、第四十九条第二項、第五十一条第三項及び第四項、第五十二条の六第四項、第五十二条の七第七項、第五十二条の二十第七項、第五十二条の二十二第二項、第五十五条第三項、第八十二条第三項、第百五条の三、第百二十四条第四項、第百三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項、第百四十三条第三項、第二百十一条第二項並びに第二百二十条第二項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）

二 民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）第四条の二第三項及び第四項、第九条第二項、附則第十四条第一項及び第二項、附則第十七条第一項及び第二項並びに附則第二十条第一項

三 人身保護規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十二号）第二十七条第三項

四 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則（平成二十七年最高裁判所規則第五号）第二条第四項及び第五項並びに第三十七条第二項

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十号）第八条第九項

六 人事官弾劾裁判手続規則（昭和二十五年最高裁判所規則第五号）第四条第二項

2 前項各号に掲げる規定により電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は提出若しくは送付しようとする者（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十二条の四第一項第四号の命令を受けた者を除く。）は、当該者に係る当事者等識別符号（民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則第一条第三項又は第二条第二項の規定により付与された識別符号をいう。次項において同じ。）及び暗証符号（同規則第三条の規定により設定された暗証符号をいう。次項において同じ。）を当該者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為をしようとする者は、裁判所書記官から通知された提出等識別符号（当該者に対し、裁判所書記官から当該行為をするためにその都度付与される符号をいう。）を当該者の使用に係る電子計算機から入力することをもって、当事者等識別符号及び暗証符号の入力に代えることができる。

一 民事訴訟規則第五十二条の七第七項の規定による調査結果に係る情報又は意見の内容に係る情報の入力

二 民事訴訟規則第一百五条の三の規定による調査結果に係る情報を記録した電磁的記録の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録

三 民事訴訟規則第四百十三条第三項の規定による民事訴訟法第二百二十六条の嘱託に係る文書の画像情報の送付

(民事訴訟規則第六十三条の二等の場合における電磁的記録の入力方法)

第四条 民事訴訟規則第六十三条の二、第四百十九条の二第三項又は第四百十九条の三の規定により電磁的記録を提出し、又は送付しようとする者が入力する当該電磁的記録のファイル形式は、DOCX形式、XLSX形式、PPTX形式、JPEG形式、PNG形式、PDF形式、MP4形式又はMP3形式とする。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する者について準用する。

3 前条第三項の規定は、民事訴訟規則第四百十九条の三の規定による民事訴訟法第二百三十一条の三第二項(同法第三百三十二条の六第六項において準用する場合を含む。)に規定する電磁的記録の送付をしよう

とする者について準用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出に係る電磁的記録の複製のファイルへの記録の方法等）

第五条 民事訴訟規則第四百十九条の二第一項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する電磁的記録の複製のファイル形式は、PDF形式、JPEG形式、PNG形式、MP4形式又はMP3形式とする。

2 民事訴訟規則第四百十九条の二第一項の規定により提出する記録媒体に記録する電磁的記録の複製のファイル形式は、前項に規定するファイル形式とし、そのファイルのサイズは、裁判所の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能なファイルのサイズとする。ただし、当該電磁的記録を前項に規定するファイル形式及び裁判所の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能なファイルのサイズにより複製することが困難な場合には、当該電磁的記録の複製のファイル形式及びファイルのサイズは、当該電磁的記録のファイル形式及びファイルのサイズとする。

3 第三条第二項の規定は、民事訴訟規則第四百十九条の二第一項の規定により電磁的記録の複製を裁判所

の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しようとする者について準用する。

附 則

この細則は、民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の施行の日から施行する。

◎最高裁判所規則第●号

共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和●年●月●日

最 高 裁 判 所

共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則

(共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則の一部改正)

第一条 共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則(令和四年最高裁判所

規則第十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

共有、管理等に関する非訟事件に関する手続規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	目次 「第一章・第二章 略」 第三章 土地等の管理に関する非訟事件（第九 条―第十六条） 第四章 区分所有建物の管理等に関する非訟事 件
改正前	目次 「第一章・第二章 同上」 第三章 土地等の管理に関する非訟事件（第九 条―第十六条）

第一節 所在等不明区分所有者等の除外に関

する非訟事件（第十七条―第十九条

）

第二節 専有部分等の管理に関する非訟事件

（第二十条―第二十六条）

附則

（申立て等の方式）

第一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第

二編第三章第三節（同法第二百六十二条の規定

を除く。）から第五節までの規定、表題部所有

者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法

律（令和元年法律第十五号）の規定並びに建物

の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律

附則

（申立て等の方式）

第一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第

二編第三章第三節（同法第二百六十二条の規定

を除く。）から第五節までの規定及び表題部所

有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する

法律（令和元年法律第十五号）の規定による非

訟事件の手続に関する申立て、届出及び裁判所

第六十九号)第三十八条の二第一項(同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第一章第六節及び第七節の規定による非訟事件の手續に関する申立て、届出及び裁判所に対する報告は、特別の定めがある場合を除き、書面でしなければならない。

第四章 区分所有建物の管理等に関する非訟事件

第一節 所在等不明区分所有者等の除外に関する非訟事件

(申立書の記載事項)

第十七条 建物の区分所有等に関する法律第三十

に対する報告は、特別の定めがある場合を除き、書面でしなければならない。

〔新設〕

八条の二第一項（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。

）の規定による裁判に係る非訟事件の手續に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名（当該申立書がその提出により非訟事件の手續の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をしなければならぬ。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二 次のイからハまでに掲げる裁判の区分に応

じ、当該イからハまでに定める物件（次条及び第十九条第二号において「申立てに係る建物等」という。）の表示

イ 建物の区分所有等に関する法律第三十八条の二第一項の規定による裁判 申立てに係る建物

ロ 建物の区分所有等に関する法律第六十六条又は第七十九条において準用する同法第三十八条の二第一項の規定による裁判 申立てに係る土地又は附属施設

ハ 建物の区分所有等に関する法律第七十三条において準用する同法第三十八条の二第一項の規定による裁判 申立てに係る建物

の敷地又は附属施設

2 前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 代理人（前項第一号の法定代理人を除く。

）の氏名及び住所

二 申立てを理由づける具体的な事実ごとの証拠

三 事件の表示

四 附属書類の表示

五 年月日

六 裁判所の表示

七 申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号
（ファクシミリの番号を含む。）

八 その他裁判所が定める事項

(申立書の添付書類)

第十八条 申立てに係る建物等が不動産である場合には、前条第一項の申立書には、次の各号に掲げる裁判の区分に応じ、当該各号に定める登記事項証明書を添付しなければならない。

一 前条第一項第二号イに掲げる裁判 所在等
不明区分所有者が有する専有部分の登記事項
証明書

二 前条第一項第二号ロに掲げる裁判 同号ロ
に定める土地又は附属施設の登記事項証明書

三 前条第一項第二号ハに掲げる裁判 所在等
不明敷地共有者等が有していた専有部分の登

記事項証明書

(公告すべき事項)

第十九条 建物の区分所有等に関する法律第八十六
条第二項の規定による公告には、同項各号に
掲げる事項のほか、次に掲げる事項を掲げなけ
ればならない。

一 申立人の氏名又は名称及び住所

二 申立てに係る建物等の表示

三 建物の区分所有等に関する法律第八十六条

第二項第二号に掲げる者の氏名又は名称及び

住所

第二節 専有部分等の管理に関する非訟

事件

(申立書の記載事項)

第二十条 建物の区分所有等に関する法律第一章第六節の規定による非訟事件の手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名（当該申立書がその提出により非訟事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をしなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
- 二 所有者不明専有部分管理命令の対象となる

べき専有部分若しくは共有持分又は所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分若しくは共有持分の表示

2 前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 代理人（前項第一号の法定代理人を除く。

）の氏名及び住所

二 前項第二号に規定する専有部分の区分所有者又は共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

三 申立てを理由づける具体的な事実ごとの証拠

四 事件の表示

五 附属書類の表示

六 年月日

七 裁判所の表示

八 申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号

(ファクシミリの番号を含む。)

九 その他裁判所が定める事項

3 前項の規定にかかわらず、第一項の手續に關し、申立人又は代理人から前項第八号に掲げる事項を記載した申立書が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手續を基本とする手續の申立書については、これを記載することを要しない。

(申立書の添付書類)

第二十一条 前条第一項の申立書には、所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分（共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が申し立てられる場合にあつては、共有物である専有部分。次条において同じ。）又は所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分（共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である専有部分）の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の手續に関し、前項に規定する書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手續を基本

とする手続の申立書には、これを添付することを要しない。

（手続の進行に資する書類の提出）

第二十二條 所有者不明専有部分管理命令の申立人は、裁判所に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

一 所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面

二 申立人が所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分の現況の調査の結果又は評価を記載した文書を保有するときは、その文書

（公告すべき事項）

第二十三条 建物の区分所有等に関する法律第八
十七条第二項の規定による公告には、同項各号
に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を掲げな
ければならない。

一 申立人の氏名又は名称及び住所

二 所有者不明専有部分管理命令の対象となる
べき専有部分又は共有持分の表示

三 前号に規定する専有部分の区分所有者又は
共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所
（裁判による登記の嘱託）

第二十四条 建物の区分所有等に関する法律第八
十七条第六項及び第七項の規定による登記の嘱

託は、嘱託書に裁判書の謄本を添付してしなければならない。

(資格証明書の交付等)

第二十五条 裁判所書記官は、所有者不明専有部分管理人に対し、その選任を証する書面を交付しなければならない。

2 裁判所書記官は、所有者不明専有部分管理人があらかじめその職務のために使用する印鑑を裁判所に提出した場合において、当該所有者不明専有部分管理人が所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分についての権利に関する登記を申請するために登記所に提出する印鑑の証明を請求したときは、当該

所有者不明専有部分管理人に係る前項の書面に、当該請求に係る印鑑が裁判所に提出された印鑑と相違ないことを証明する旨をも記載して、これを交付するものとする。

（建物の区分所有等に関する法律第一章第七節の規定による非訟事件の手続への準用）

第二十六条 第二十条から第二十二条まで及び前条の規定は、建物の区分所有等に関する法律第一章第七節の規定による非訟事件の手続について準用する。この場合において、第二十条第一項第二号中「所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分若しくは共有持分又は所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有

部分若しくは共有持分」とあるのは「管理不全
専有部分管理命令の対象となるべき専有部分若
しくは管理不全専有部分管理命令の対象とされ
た専有部分又は管理不全共用部分管理命令の対
象となるべき共用部分若しくは管理不全共用部
分管理命令の対象とされた共用部分」と、同条
第二項第二号中「共有持分を有する者」とある
のは「同号に規定する共用部分の所有者」と、
第二十一条第一項中「所有者不明専有部分管理
命令の対象となるべき専有部分（共有持分を対
象として所有者不明専有部分管理命令が申し立
てられる場合にあつては、共有物である専有部
分。次条において同じ。）又は所有者不明専有

部分管理命令の対象とされた専有部分（共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である専有部分）」とあるのは「管理不全専有部分管理命令の対象となるべき専有部分若しくは管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の登記事項証明書又は管理不全共用部分管理命令の対象となるべき共用部分若しくは管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分の所有者が有する専有部分」と、第二十二条中「所有者不明専有部分管理命令の申立人」とあるのは「管理不全専有部分管理命令又は管理不全共用部分管理命令の申立人」と、同条第一号及び第二

号中「所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分」とあるのは「管理不全専有部分管理命令の対象となるべき専有部分又は管理不全共用部分管理命令の対象となるべき共用部分」と、第二十五条中「所有者不明専有部分管理人」とあるのは「管理不全専有部分管理人又は管理不全共用部分管理人」と、同条第二項中「所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分」とあるのは「管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は管理不全共用部分命令の対象とされた共用部分」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記

である。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部改正）

第二条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則（平成十四年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律による権利の変換等と強制執行等との調整に関する規則
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
-----	-----

（権利変換手続が強制競売等の手続に先行する場合における施行者への通知等）

第一条 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）第五十五条第一項の権利変換手続開始の登記がされた同項各号に掲げる権利（第三条第一項において「区分所有権等」という。）につき強制競売又は担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。第五条及び第六条において「競売」という。）（以下「強制競売等」という。）の開始決定に基づく登記がされた場合においては、裁判所書記官は、速やかに、強制競売等の開始決定がされた旨を当該マンション

（権利変換手続が強制競売等の手続に先行する場合における施行者への通知等）

第一条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）第五十五条第一項の権利変換手続開始の登記がされた施行マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は隣接施行敷地についての所有権その他の権利（第三条第一項において「区分所有権等」という。）につき強制競売又は担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。第五条において「競売」という。）（以下「強制競売等」という。）の開始決定に基づく登記がされた場合においては、裁判所書

ヨン再生事業の施行者に通知しなければならない。ただし、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十七条第一項（同項を準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による開始決定に基づいて登記がされたときは、この限りでない。

〔2 略〕

（分配金の取得等への準用）

第五条 前各条の規定は、売却等マンションの区分所有権及び敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等について法第四百四十条第一項の分配金取得手続開始の登記がされた場合における分配

記官は、速やかに、強制競売等の開始決定がされた旨を当該マンション建替事業の施行者に通知しなければならない。ただし、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十七条第一項（同項を準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による開始決定に基づいて登記がされたときは、この限りでない。

〔2 同上〕

（分配金の取得等への準用）

第五条 前各条の規定は、売却マンションの区分所有権及び敷地利用権について法第四百四十条第一項の分配金取得手続開始の登記がされた場合における分配金の取得等と強制執行、仮差押え

金の取得等と強制執行、仮差押えの執行又は競売との調整について準用する。この場合において、第一条第一項中「当該マンション再生事業の施行者」とあるのは「当該マンション等売却組合」と、同条第二項及び第二条第二項中「権利変換手続」とあるのは「分配金取得手続」と、同条及び第三条中「施行者」とあるのは「マンション等売却組合」と、同条第二項中「法第七十八条第一項」とあるのは「法第五十二条及び第一百五十四条において準用する法第七十八条第一項」と、「補償金」とあるのは「法第五十一条に規定する分配金又は法第五十三条に規定する補償金」と、前条中「法第七十八条

の執行又は競売との調整について準用する。この場合において、第一条第一項中「当該マンション建替事業の施行者」とあるのは「当該マンション敷地売却組合」と、同条第二項及び第二条第二項中「権利変換手続」とあるのは「分配金取得手続」と、同条及び第三条中「施行者」とあるのは「マンション敷地売却組合」と、同条第二項中「法第七十八条第一項」とあるのは「法第五十二条及び第一百五十四条において準用する法第七十八条第一項」と、「補償金」とあるのは「法第五十一条に規定する分配金又は法第五十三条に規定する補償金」と、前条中「法第七十八条第一項、第四項又は第五項の

第一項、第四項又は第五項の規定による補償金」とあるのは「法第百五十二条及び第百五十四条において準用する法第七十八条第一項、第四項又は第五項の規定による法第百五十一条に規定する分配金又は法第百五十三条に規定する補償金」と読み替えるものとする。

（補償金の支払等への準用）

第六条 第一条から第四条までの規定は、除却マシンの区分所有権について法第百六十三条の三十三第一項の補償金支払手続開始の登記がされた場合における補償金の支払等と強制執行、仮差押えの執行又は競売との調整について準用する。この場合において、第一条第一項中「

規定による補償金」とあるのは「法第百五十二条及び第百五十四条において準用する法第七十八条第一項、第四項又は第五項の規定による法第百五十一条に規定する分配金又は法第百五十三条に規定する補償金」と読み替えるものとする。

〔新設〕

当該マンション再生事業の施行者」とあるのは「当該マンション除却組合」と、同条第二項及び第二条第二項中「権利変換手続」とあるのは「補償金支払手続」と、同条及び第三条中「施行者」とあるのは「マンション除却組合」と、同条第二項中「法第七十八条第一項」とあるのは「法第六十三條の四十五において準用する法第七十八條第一項」と、「補償金」とあるのは「法第六十三條の四十四に規定する補償金」と、第四條中「法第七十八條第一項、第四項又は第五項の規定による補償金」とあるのは「法第六十三條の四十五において準用する法第七十八條第一項、第四項又は第五項の規定によ

七十八條第一項、第四項又は第五項の規定によ

る法第六十三條の四十四に規定する補償金」

と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和八年四月一日（次条及び附則第四条において「施行日」という。）から施行する。

（共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則の一部改正に伴う調整規定

）

第二条 施行日が民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（以下この条及び附則第四条において「民訴法等一部改正法施行日」という。）前である場合には、民訴法等一部改正法施行日の前日までの間における第一条の規定による改正後の共有、管理等に関する非訟事件に関する手続規則第十七条第一項及び第二十条第一項の規定の適用については、これらの規定中「記名（当該申立書

がその提出により非訟事件の手續の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印」とあるのは、「記名押印」とする。

（民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第三条 民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六十二条（見出しを含む。）中「共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手續規則」を「共有、管理等に関する非訟事件に関する手續規則」に改める。

（民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部改正に伴う調整規定）

第四条 民訴法等一部改正法施行日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦

理 由

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所在等不明区分所有者等の除外等に関する裁判手続等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

理 由

公益信託に関する法律の施行に伴い、会社非訟事件等手続規則の規定の一部を改正する必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

会社非訟事件等手続規則新旧対照条文

会社非訟事件等手続規則（平成十八年最高裁判所規則第一号）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
（信託法の規定による非訟事件及び公益信託に関する法律の規定による非訟事件の手続への準用） 第四十四条 第一章及び第二章の規定は、その性質に反しない限り、信託法（平成十八年法律第百八号）の規定による非訟事件及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の規定による非訟事件の手続について準用する。この場合において	（信託法の規定による非訟事件の手続への準用） 第四十四条 第一章及び第二章の規定は、その性質に反しない限り、信託法（平成十八年法律第百八号）の規定による非訟事件の手続について準用する。この場合において、第二条第一項第二号中「会社（法第八百六十八条第四項に規定する裁判の

、第二条第一項第二号中「会社（法第八百六十八
条第四項に規定する裁判の申立てに係る事件にあ
つては、社債を発行した会社。以下この章におい
て同じ。）の商号及び本店の所在地並びに代表者
の氏名」とあるのは「限定責任信託の名称及び事
務処理地並びに受託者の氏名又は名称」と、第三
条第一項中「申立書」とあるのは「申立書（限定
責任信託に係るものに限る。）」と、「次に掲げ
る書類」とあるのは「申立てに係る限定責任信託
の登記に係る登記事項証明書」と、同条第二項中
「前項第一号」とあるのは「前項」と、「同号に
掲げる」とあるのは「同項に規定する」と読み替
えるものとする。

2
5 「略」

申立てに係る事件にあつては、社債を発行した会
社。以下この章において同じ。）の商号及び本店
の所在地並びに代表者の氏名」とあるのは「限定
責任信託の名称及び事務処理地並びに受託者の氏
名又は名称」と、第三条第一項中「申立書」とあ
るのは「申立書（限定責任信託に係るものに限る
。）」と、「次に掲げる書類」とあるのは「申立
てに係る限定責任信託の登記に係る登記事項証明
書」と、同条第二項中「前項第一号」とあるのは
「前項」と、「同号に掲げる」とあるのは「同項
に規定する」と読み替えるものとする。

2
5 「同上」

[

事務総局会議（第 26 回）議事録	
日時	令和 7 年 10 月 28 日（火）午前 10 時 00 分 ～ 午前 10 時 07 分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則（案）及び民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針（案）に関する意見照会について 清藤総務局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 福島直之	

法務省司審第2000号
令和7年10月6日

最 高 裁 判 所 長 官 殿

法 務 大 臣
(公 印 省 略)

民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則（案）及び民事
裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針（案）に関する意見
照会について

標記について、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和7年法
律第49号）第2条第2項及び第4条第3項の規定に基づき意見を求め
ます。

「民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則案」に関する概要説明

1 趣旨

民事裁判情報の活用の促進に関する法律(令和7年法律第49号。以下「法」という。)の施行に伴い、必要な事項を定める。

2 概要

(1) 定義等

ア 用語(第1条関係)

この省令において使用する用語を定める。

イ 電子決定書(第2条関係)

法第2条第1項第1号ハの規定により委任を受けた電子決定書を定める。

ウ 法第2条第1項第3号の法務省令で定める者(第3条関係)

保有民事裁判情報に含まれる特定の個人のうち、法第2条第1項第3号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として仮名加工の対象から除外される者を定める。

エ 民事裁判関連情報(第4条関係)

法第2条第1項第4号の規定により委任を受けた民事裁判関連情報を定める。

(2) 指定の申請、変更の届出等

ア 指定の申請(第5条関係)

法第5条第1項の規定による指定を受けようとする法人が法務大臣に提出する申請書の記載事項及び添付書類を定める。

イ 変更の届出(第6条関係)

法第5条第3項の規定による届出に係る届出書の記載事項を定める。

ウ 役員の選任又は解任の届出(第7条関係)

法第5条第5項の規定による届出に係る届出書の記載事項及び添付書類を定める。

(3) 仮名加工民事裁判情報を提供する方法(第8条関係)

法第6条第1項第2号により委任を受けた仮名加工民事裁判情報を提供する方法を定める。

(4) 業務規程(第9条関係)

法第8条第1項の規定による業務規程の認可及び変更の認可に係る申請書の記載事項並びに法第8条第2項第6号により委任を受けた民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項を定める。

(5) 苦情の処理(第10条関係)

苦情申出に関して指定法人が所要の措置を講じなければならない場合及び仮名加工民事裁判情報を保有民事裁判情報その他の情報と照合することができる場合等を定める。

(6) 事業計画等（第 11 条関係）

法第 9 条第 1 項の規定による事業計画及び収支予算の認可並びに変更の認可に係る申請書の記載事項及び添付書類を定める。

(7) 情報提供契約

ア 情報提供契約の拒絶（第 12 条関係）

法第 10 条第 1 項の規定により委任を受けた情報提供契約の締結を拒絶することができる正当な理由を定める。

イ 情報提供契約の解除（第 13 条関係）

法第 10 条第 2 項の規定により委任を受けた情報提供契約を解除することができる正当な理由を定める。

(8) 業務の休廃止（第 14 条関係）

法第 11 条第 1 項の規定による許可を受けようとする法人が法務大臣に提出する申請書の記載事項を定める。

(9) 仮名加工民事裁判情報の作成の方法に関する基準（第 15 条関係）

法第 13 条第 1 項の規定により委任を受けた仮名加工民事裁判情報の作成の方法に関する基準を定める。

(10) 業務の一部委託等（第 16 条関係）

法第 14 条第 1 項の規定による委託及び同条第 2 項の規定による再委託に関して、指定法人が法務大臣に提出する申請書の記載事項及び添付書類並びに委託の承認の基準を定める。

(11) 帳簿（第 17 条関係）

法第 15 条の規定により委任を受けた帳簿の備付けに関する事項及び帳簿の記載事項を定める。

(12) 身分を示す証明書（第 18 条関係）

法第 17 条第 2 項に規定する身分証明書の様式を定める。

(13) 民事裁判情報管理提供業務の引継ぎ（第 19 条関係）

法第 18 条第 1 項に規定する指定の取消しが行われた場合における、同条第 3 項の委任を受けた保有民事裁判情報の引継ぎの方法及び同条第 4 項の委任を受けた民事裁判情報管理提供業務の引継ぎその他の必要な事項を定める。

3 施行期日

令和 7 年 12 月（予定）

民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則（案）

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法務省令で定める電子決定書）

第二条 法第二条第一項第一号ハの法務省令で定めるものは、次に掲げる裁判に係るものとする。

- 一 上告を却下する上告裁判所の決定
- 二 上告を棄却する決定
- 三 上告審として事件を受理しない旨の決定
- 四 次に掲げる裁判の更正決定

イ 判決

ロ この条に規定する裁判

五 前号の更正決定を変更する決定

(法第二条第一項第三号の法務省令で定める者)

第三条 法第二条第一項第三号の法務省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該保有民事裁判情報に係る事件に関与した者であつて、次に掲げるもの

イ 訴訟代理人のうち委任を受けたもの（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。）

ロ 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第一条の規定により国を代表する者及び同法第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定による指定を受けた者

二 前号に掲げるもののほか、法第二条第一項第三号に規定する措置を講じなくても個人の権利を害するおそれが少ないことが当該民事裁判情報から明らかである者

(民事裁判関連情報)

第四条 法第二条第一項第四号の法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該民事裁判情報を他の民事裁判情報と区別して識別するために用いる符号その他の情報
- 二 判決又は決定の別その他の当該民事裁判情報に係る裁判の方式を示す情報
- 三 原裁判、更正決定により更正された裁判、再審により取り消された裁判その他の当該民事裁判情報に関連する裁判を特定するに足りる情報

四 当該民事裁判情報に係る裁判をした裁判官の所属する裁判所及び部を特定するに足りる情報

五 当該民事裁判情報に係る事件の類型（知的財産に関する訴えに係る事件、労働契約に関する訴えに係る事件、交通事故に基づく損害賠償の訴えに係る事件その他の類型をいう。）を示す情報

六 上訴があつた旨の情報

(指定の申請)

第五条 法第五条第一項の規定による指定（以下単に「指定」という。）を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 名称及び主たる事務所の所在地

二 民事裁判情報管理提供業務を行おうとする事務所の所在地

三 民事裁判情報管理提供業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

四 役員の氏名及び略歴を記載した書類

五 組織及び運営に関する事項を記載した書類

六 現に行っている業務の概要を記載した書類

七 民事裁判情報管理提供業務の実施に関する計画を記載した書類

八 役員が法第五条第一項第五号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書類

九 その他参考となる事項を記載した書類

3 前項第七号に掲げる書類は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一 法第八条第二項各号に掲げる事項

二 民事裁判情報管理提供業務に関する事業計画及び収支予算に係る事項

4 法務大臣は、第一項の申請書及び第二項各号に掲げる書類のほか、指定を受けようとする法人が法第五条第一項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

(指定法人の名称等の変更の届出)

第六条 指定法人は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を法務大臣に提出しなければならない。

一 変更後の名称又は主たる事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(役員の選任又は解任の届出)

第七条 指定法人は、法第五条第五項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を法務大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名

二 選任又は解任の年月日

三 選任又は解任の理由

四 選任の届出の場合にあつては、選任に係る役員の略歴

2 前項の届出書には、選任の届出の場合にあつては、選任された者が法第五条第一項第五号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を誓約する書類を添付しなければならない。

(仮名加工民事裁判情報を提供する方法)

第八条 法第六条第一項第二号の法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（業務規程）

第九条 指定法人は、法第八条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に業務規程を添えて法務大臣に提出しなければならない。

2 指定法人は、法第八条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

3 法第八条第二項第六号の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 民事裁判情報管理提供業務を行う時間及び休日に関する事項

二 民事裁判情報管理提供業務を行う事務所の所在地

- 三 民事裁判情報管理提供業務の実施に係る組織、運営その他の体制に関する事項
- 四 保有民事裁判情報等の保存期間に関する事項
- 五 法第六条第一項第四号に規定する附帯する業務に関する事項
- 六 保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止に関する事項
- 七 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損が生じた場合の措置に関する事項
- 八 民事裁判情報管理提供業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 九 その他民事裁判情報管理提供業務の実施に関し必要な事項

(苦情の処理)

第十条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報の取扱いについて次に掲げる内容の苦情の申出があつた場合には、当該苦情の処理のために必要な事項を調査し、改善が必要であると認めるときは、所要の措置をとらなければならない。

- 一 当該仮名加工民事裁判情報の内容が当該仮名加工民事裁判情報に係る電子判決書等（法第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録をいう。）の内容と相違すること。

二 当該仮名加工民事裁判情報が法第十三条第一項及び業務規程の定めるところにより作成されていないこと。

三 当該仮名加工民事裁判情報に含まれる情報の流通によつて個人の権利利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあること。

2 指定法人は、前項の場合又は業務規程の定めに基づく苦情の処理を行う場合において、必要があると認めるときは、当該仮名加工民事裁判情報を保有民事裁判情報その他の情報と照合することができる。

(事業計画等)

第十一条 指定法人は、法第九条第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて法務大臣に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 収支予算書

三 前事業年度の予定貸借対照表

四 当該事業年度の予定貸借対照表

五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2 指定法人は、法第九条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(情報提供契約の拒絶)

第十二条 法第十条第一項の法務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 情報提供契約の申込者が、業務規程に定められた法第八条第二項第二号に規定する事項を当該情報提供契約の内容とすることに同意しないこと。

二 情報提供契約の申込者が情報提供契約を締結していたことがある者である場合において、その者につ

き、支払期限を超えてまだ支払われていない民事裁判情報管理提供業務に関する料金があること。

三 情報提供契約の申込者が、業務規程で定める料金の支払方法によって、当該料金を支払うことができないこと、又は当該料金を支払う資力を有することについて合理的な疑いが認められること。

四 情報提供契約の申込者が、法第十条第二項又は次条に規定する正当な理由により情報提供契約を解除され、その解除の日から起算して一年を経過しない者であること。

（情報提供契約の解除）

第十三条 法第十条第二項の法務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 情報提供契約を締結した者が支払期限後二月以内に民事裁判情報管理提供業務に関する料金を支払わなかったこと。

二 業務規程に定められた法第八条第二項第二号に規定する事項が変更された場合において、情報提供契約を締結した者が変更後の当該事項を当該情報提供契約の内容とすることに同意しないこと。

（業務の休廃止）

第十四条 指定法人は、法第十一条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請

書を法務大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする民事裁判情報管理提供業務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合にあつては、その期間

四 休止又は廃止の理由

(仮名加工民事裁判情報の作成の方法に関する基準)

第十五条 法第十三条第一項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人に関する情報であつて次に掲げるものの全部又は一部を削除すること(当該情報を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを

含む。)。

イ 氏名

ロ 生年月日

ハ 住所

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特定の個人を識別することができる情報

二 保有民事裁判情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）。

三 保有民事裁判情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生ずるおそれがある情報の全部又は一部を削除すること（当該情報を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）。

（業務の一部委託等）

第十六条 指定法人は、法第十四条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 委託しようとする業務の内容及び範囲

三 委託の期間

四 委託を必要とする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 受託者が個人である場合には、住民票の抄本又はこれに代わる書類

二 受託者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

三 業務の委託契約書の写し

四 受託者（受託者が法人である場合にあっては、その役員。以下この号において同じ。）が法第五条第一項第五号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該受託者が誓約する書類

五 受託者において保有民事裁判情報等の適切な安全管理のために必要な措置が講じられていることを示す書類

3 法務大臣は、指定法人に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法務大臣は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その業務の委託が民事裁判情報管理提供業務を行うために必要であり、かつ、受託者がその業務を適正かつ確実に行うことができるものであると認められるときは、これを承認するものとする。

5 前各項の規定は、指定法人が法第十四条第二項後段の承認を受けようとする場合について準用する。

(帳簿)

第十七条 指定法人は、法第十五条の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間保存しなければならない。

2 法第十五条の法務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 最高裁判所から提供を受けた民事裁判情報の件数

二 作成した仮名加工民事裁判情報の件数

三 情報提供契約に基づき仮名加工民事裁判情報を提供した相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該相手方に提供した仮名加工民事裁判情報の件数

四 受け付けた苦情の件数

五 前号の苦情の内容及び当該苦情の処理のために講じた措置

六 民事裁判情報管理提供業務に関する収入及び支出

(身分を示す証明書)

第十八条 法第十七条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

(民事裁判情報管理提供業務の引継ぎ)

第十九条 法第十八条第一項の規定による指定の取消しに係る法人は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 法務大臣が新たに指定する指定法人に民事裁判情報管理提供業務を引き継ぐこと。
- 二 法務大臣が新たに指定する指定法人に保有民事裁判情報等を民事裁判情報管理提供業務に関する帳簿、書類及び資料とともに引き継ぐこと。
- 三 前二号に掲げる事項を行つた後、遅滞なく保有民事裁判情報等を消去すること。
- 四 その他法務大臣が必要と認める事項

附 則

この省令は、令和●年●月●日から施行する。ただし、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

表 面

身分証明書		第	号
写真	官 職 氏 名 生年月日		
	上記の者は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律第17条第1項に規定する立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。		
交付日		年	月
(		年	月
		日	日まで有効)
法 務 大 臣		印	

裏 面

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）抜粋

（報告及び検査）

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則（令和七年法務省令第●●号）抜粋

（身分を示す証明書）

第十八条 法第十七条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

注．用紙の大きさは、日本産業規格B列8番（64×91mm）とすること。

「民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針案」に関する概要説明

1 趣旨

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和 7 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定める。

2 概要

(1) 民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項

デジタル社会の進展に伴い多様化する民事裁判情報の需要に応じ、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用を促進することで、民事裁判情報の公共財としての価値が発揮され、創造的かつ活力のある社会の発展に資することが期待される旨を定める。

(2) 民事裁判情報の活用の促進のための施策に関する基本的な事項

民事裁判情報を適切に活用するために必要な配慮を定め、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るために講じる手段のほか、政府や指定法人等の関係主体が果たすべき役割を定める。

(3) 保有民事裁判情報の管理及び提供に関する基本的な事項

民事裁判情報管理提供業務を行うに際し、指定法人に求められる対応の基本的な考え方を定める。

指定法人は、これらの考え方を基本としつつ、業務規程において具体的内容を定めることとしている。

(4) その他民事裁判情報の活用の促進に関する重要事項

社会情勢の変化等に応じて、適時、基本方針を見直すことを定める。特に、法附則第 5 条の規定による法の施行後 5 年を経過した時点における法の施行状況に係る検討の際には、基本方針についても併せて所要の検討を行うこととする。

3 告示日

令和 7 年 12 月（予定）

○法務省告示第●●号

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）第四条第一項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和●年●月●日

法務大臣 ●●●●

民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針（案）

デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るため、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものである。なお、基本方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第一 民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項

民事裁判情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発生後には紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有し、活用すべき公共財としての価値があるというべきである。

これまでも、先例性や社会的関心の高い事案に係る裁判の内容については、裁判所のウェブサイト等を通じて広く提供され、活用されてきたところであるが、デジタル社会の進展に伴い、大量の情報を処理する技術を用いて多数の裁判例の横断的分析を行うなど、新たな方法による活用が可能となっており、民事裁判情報に対する需要は多様化している。

こうした需要に応じ、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用を促進することにより、民事裁判情報の公共財としての価値が十分に発揮され、より高度な法的サービスが提供されるなど、司法の分野の発展に資することはもとより、より広く創造的かつ活力ある社会の発展に資することが期待される。

第二 民事裁判情報の活用の促進のための施策に関する基本的な事項

民事裁判情報は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定により何人も閲覧できる電子判決書等（法第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録をいう。）と同じ内容ではあるものの、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に係る裁判所の判断を示すものであり、紛争の具体的な事実関係が記録されていることから、適正な活用をするためには、訴訟関係者等の権利利益に対する適切な配慮が必要となる。また、裁判例の横断的分析等の活用を行うに当たっては、正確であり、かつ、偏りのない情報を網羅的に分析の対象とするのが効果的である。そうすると、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るためには、民事裁判情報に仮名処理（法第二条第一項第三号に規定する措置として行われる処理をいう。以下同じ。）等を行い、これを適切に管理しつつ、広く一般の需要に応ずるに足りるデータベースを整備し、利用者に対して一元的に提供することが有効である。そのため、法は、

法務大臣の指定する指定法人が民事裁判情報管理提供業務を行う制度（以下「本制度」という。）を創設したものであり、民事裁判情報の活用の促進に当たっては、本制度を主たる手段として位置付けることとする。

民事裁判情報が当事者間の紛争に係る裁判所の判断を示すものであることに鑑みれば、本制度が民事裁判情報の活用を促進する基盤としてその役割を適切に果たすためには、民事裁判情報の活用の促進の意義について訴訟関係者を含む国民の理解の増進を図り、本制度に対するその信頼の向上を図ることが重要である。このため、政府、指定法人等の関係主体が、本制度の適正かつ確実な運用及び周知広報等に努めるとともに、最高裁判所にも協力を求めることが適切である。また、民事裁判情報の利用者においても、訴訟関係者の権利利益に配慮した利用をする必要があり、関係主体は、相互に協力して、利用の在り方に関するリテラシーの向上を図るため、必要な取組を実施するのが適切である。

本制度に対する国民の理解の増進及びその信頼の向上を図るためには、指定法人の指定及び監督が適切に行われることが重要である。法務大臣は、指定法人を指定するに当たっては、遺漏のない仮名処理の実施や必要な安全管理措置を講じるための技術的能力及び経理的基礎について、厳格かつ公平に審査を行

い、指定後においても、民事裁判情報管理提供業務が適正かつ確実に実施されるよう、各種の監督権限を適切に行使することとする。

第三 保有民事裁判情報の管理及び提供に関する基本的な事項

指定法人が行う民事裁判情報管理提供業務については、以下の考え方を基本としつつ、業務規程において具体的内容を定めることとする。

1 保有民事裁判情報の加工の方法に関する基本的な考え方

指定法人が保有民事裁判情報に仮名処理を行うに当たっては、訴訟関係者の権利利益に適切に配慮しつつ、データベースを有意なものとするため、具体的な事実関係に基づく裁判所の判断及びその過程を読み取ることができるようにする必要がある。また、仮名処理の内容は、訴訟関係者が苦情の申出を行う際に参考とされるものである。

そこで、指定法人は、業務規程に保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項を定めるに当たって、保有民事裁判情報のうち仮名処理の対象となる情報を明確に定めるとともに、これをインターネットの利用その他の方法により公表することとする。

2 仮名加工民事裁判情報の提供に関する基本的な考え方

本制度は、デジタル社会の進展に伴い多様化している民事裁判情報に対する需要に応じ、その活用の促進を図るものであることから、指定法人が提供する仮名加工民事裁判情報は、デジタル社会における新たな方法による活用を含め、自由な活用ができるものである必要がある。そこで、指定法人は、仮名加工民事裁判情報を提供するに当たり、機械判読に適した形式とするなど、デジタル技術を用いた民事裁判情報の活用の促進に資する方法により提供することとする。

また、判例評釈を含む民事裁判情報の利用は、本来自由に行われるべきものであるが、民事裁判情報が不適正な方法で利用されることによって訴訟関係者等の権利利益が侵害されるような事態が生じないよう留意する必要がある。そのため、指定法人は、情報提供契約において、不適正な方法による仮名加工民事裁判情報の利用を禁止する旨を定めるなど必要な措置を講ずることとする。

3 保有民事裁判情報等の安全管理に関する基本的な考え方

訴訟関係者等の権利利益に対して適切に配慮し、本制度に対する国民の理解の増進及びその信頼の向上を図るためには、仮名処理を遺漏なく実施するとともに、指定法人及び民事裁判情報管理提供業務の

受託者において保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理が適切に行われなければならない。

そこで、指定法人は、必要な安全管理措置を講ずることができる技術的能力及び経理的基礎を備えている必要があることはもとより、組織的な安全管理措置、人的な安全管理措置、物理的な安全管理措置及び技術的な安全管理措置を講ずるとともに、受託者に対する適切な監督を行うことが求められる。

4 料金に関する基本的な考え方

本制度においては、民事裁判情報管理提供業務に要する費用を指定法人が利用者から収受する料金によって賄うことが想定されており、その適正かつ確実な実施を担保できるように料金が定められる必要がある。他方、民事裁判情報には公共財としての価値があり、その活用を幅広く促す観点から、利用者にとって料金が過度な負担とならないよう配慮する必要もある。

そこで、指定法人は、民事裁判情報管理提供業務に要する費用を勘案して合理的であると認められる範囲内において、料金を定めることが求められる。

5 苦情の処理に関する基本的な考え方

指定法人は、仮名加工民事裁判情報の作成に当たって遺漏なく仮名処理を実施しなければならないが、遺漏があった場合は、速やかに是正する必要がある。また、法令及び業務規程の定めるところにより仮名処理を行った場合であっても、民事裁判情報に係る事案の内容や訴訟関係者の置かれた状況その他の事情により、追加的な仮名処理を行う必要が生ずることも想定される。法は、こうした必要性に鑑み、業務規程に苦情の処理に関する事項を定めなければならないこととしている。

そこで、指定法人は、当該事項を定めるに当たって苦情の申出に係る手続を明確に定め、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するとともに、法務省令の定めるところにより、仮名加工民事裁判情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理することとする。

第四 その他民事裁判情報の活用の促進に関する重要事項

社会情勢の変化、技術の進展、民事裁判情報の利用状況等により、民事裁判情報の活用の促進に関して取り組むべき施策等の内容が変化する可能性がある。このため、法務大臣は、こうした動向や、国際的な動向を勘案しつつ、必要に応じて、基本方針を見直し、適時、充実を図るものとする。特に、法附則第五条の規定による法の施行後五年を経過した時点における法の施行状況に係る検討の際には、基本方針につ

いても併せて所要の検討を行うこととする。